

意見募集要項

1. 意見募集対象

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見の募集について（国際希少野生動植物種の指定等）（※添付資料 1 及び 2 参照）

2. 募集期間

平成 28 年 11 月 8 日（火）～ 平成 28 年 12 月 7 日（水）（※必着）

3. 提出方法

「意見提出用紙」の様式により、以下に掲げるいずれかの方法（①郵送、②FAX、③電子メール）で提出してください。電話でのご意見は受けかねます。

お名前と連絡先のないものは無効となりますのでご注意ください。

①郵送の場合：「意見提出用紙」の様式に従って A4 サイズの用紙で提出してください。

②FAXの場合：「意見提出用紙」の様式に従って A4 サイズの用紙で提出してください。

③電子メールの場合：「意見提出用紙」の項目に従い、テキスト形式で送付してください。添付 ファイルによるご意見の提出は遠慮願います。

「意見提出用紙」 （※必ずこの順番で記載してください。）

○件名：（※「種の保存法施行令改正（政令）案に関する意見」又は「種の保存法施行規則改正（省令）案に関する意見」のいずれかを明記してください。）

○宛先：環境省自然環境局野生生物課あて

○氏名：（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

○住所：

○電話番号：

○ご意見：（※ご意見が複数ある場合は、ご意見ごとに、（1）～（4）を記載してください。）

（1）該当箇所：（※施行令又は政令の改正案のどの部分への意見かがわかるよう、改正案に記載されている項目、ページ、行等を記載してください。）

（2）意見の要約（100 字程度）：

（3）意見の内容：

（4）意見の理由：

注：提出いただいたご意見は、住所・電話番号・FAX 番号を除き公表される可能性があります。ご意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用します。

4. 意見提出先：環境省自然環境局野生生物課

- ①郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ②FAXの場合 (03) 3581-7090
- ③電子メールの場合 shizen_yasei@env.go.jp

5. 資料の入手方法

- ・環境省自然環境局野生生物課において配布
- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・郵送による送付

82 円切手を送付した返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を必ず明記）を同封の上、環境省自然環境局野生生物課あて送付してください。